○最高裁判所規則第六号

旧司法修習生の給与に関する暫定措置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

最高裁判所

旧司法修習生の給与に関する暫定措置規則の一部を改正する規則

旧司法修習生の給与に関する暫定措置規則（平成二十二年最高裁判所規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（平成二十四年四月一日以降の給与の支給に関する特例）

6　平成二十四年四月一日以降においては、附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる第一条の司法修習生の給与の支給に当たっては、同条の給与の月額から、同条の給与の月額に百分の四・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（端数計算）

7　前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○外務省令第三号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

外務大臣　玄葉光一郎

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「二人」を「一人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○財務省令第十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条並びに特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第三十一条及び附則第八十九条において準用する附則第六十一条の規定に基づき、国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令及び国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳

国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令及び国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令

（国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令の一部改正）

第一条　国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正十一年大蔵省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十四号書式の備考2中「第29条第4項」を「第29条第4項、第29条の2第4項」に、「、交付税及び譲与税配付金特別会計」を「、東日本大震災復興特別会計にあつては復興大臣、交付税及び譲与税配付金特別会計」に、「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計」に改める。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第二条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「係る国税」の下に「、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十六条第一項の規定により納付されるべき予定納税額に係る国税」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

○文部科学省令第十一号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十七条第一項及び第二十一条並びに学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「伝染性眼疾患」を「感染性眼疾患」に改め、同条第八号中「伝染性皮膚疾患」を「感染性皮膚疾患」に改める。

第七条第五項第三号中「、結核に関し専門的知識を有する者等の意見により」を削る。

第十八条第一項第二号中「及び結核」を「、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎」に改める。

第十九条第二号中「結核」の下に「及び髄膜炎菌性髄膜炎」を加え、同号イ中「解熱した後二日を「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）」に改め、同号ロ中「消失するまで」の下に「又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで」を加え、同号ニ中「流行性耳下腺炎」を「流行性耳下腺炎」に、「耳下腺の腫脹が消失する」を「耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になる」に改め、同号ト中「咽頭結膜熱」を「咽頭結膜熱」に改め、同条第三号中「結核」の下に「、髄膜炎菌性髄膜炎」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十二号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令

東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「（規則第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合にあっては、売上割合が東日本大震災の発生後最初に百分の百以上となった売上事業年度にある特定基準日までの期間。次項において同じ。）」を削る。

様式第一の表中「11日以後の」を「11日から施行日以後6月を経過する日までの」に改める。

様式第三の記載要領第四号中「平成23年」を「、平成23年」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十三号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「株式会社日本政策金融公庫」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。